⑵5　代理・媒介業務の状況

①　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

契約年月日	代理・媒介の別	金融商品取引業者等名	金融商品取引業者等の登録番号

②　投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	投資顧問契約		投資一任契約		計	
	代　理	媒　介	代　理	媒　介	代　理	媒　介
	件	件	件	件	件	件
計						

③　代理・媒介手数料の状況

代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称	代理・媒介手数料	その他受入手数料	計
	百万円	百万円	百万円
計			

④　内部管理の状況

（注意事項）

1　代理・媒介を行う金融商品取引業者等

当期末現在において投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介の委託を受けている金融商品取引業者等との契約年月日、その商号又は名称及び登録番号を記載すること（複数の金融商品取引業者等が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2　代理・媒介手数料等の状況

「代理・媒介手数料」の欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介業務に係る手数料のうち、契約締結の代理・媒介に係る手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。

3　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

2　経理の状況

（記載要領）

1　金融商品取引業者は、様式Ａ（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者）、様式Ｂ（投資信託委託会社）、様式Ｃ（その他法人）、様式Ｄ（個人）により、貸借対照表、損益計算書等を作成するものとする。

2　金融商品取引業協会に加入している金融商品取引業者は、加入している金融商品取引業協会の定める経理に関する規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

3　金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者は、関連する金融商品取引業協会の定める経理に関する規則に準じた規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

4　金融商品取引業協会の定める経理に関する規則がない金融商品取引業者は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。

5　様式Ｄにあっては、２から４まで中「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とあるのは「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とする。

6　貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。さらに、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については関連する注記を付すこと。

7　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。

⑴　重要な会計方針

有価証券の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準その他の重要な会計方針（財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。）を記載する。

⑵　会計方針の変更等

財務諸表等規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載する。

⑶　貸借対照表に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

①　担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

②　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額

③　関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

④　その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項